平成28年６月７日

株主各位

会　社　名　エンカレッジ・テクノロジ株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　石　井　進　也
（コード番号：3682　東証マザーズ）
問 合 せ 先　取締役経営管理部長　　川　島　久　男
（ TEL. 03-5623-2622）

第14回定時株主総会招集ご通知の一部修正について

平成28年６月８日付でご送付申し上げます当社「第14回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に誤りがございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

（修正箇所）
個別注記表　（23ページ）
６．税効果会計に関する注記　（注）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
（訂正箇所は下線部分のとおりであります。）

（修正前）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

（修正後）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

以　上